

平成28年12月5日 招集

平成28年門真市教育委員会第1回臨時会

議案書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第1回臨時会
平成28年12月5日（月）午後2時
本館2階大議室

日 程	事件番号	件 名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第46号	平成28年門真市議会議案第79号「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について」に関する意見聴取について	1

議案第46号

平成28年門真市議会議案第79号「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について」に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定により、門真市議会議長から門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定するにあたり意見聴取があり、同意するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

平成28年12月5日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

平成29年4月1日付け機構改革の実施に当たり、文化に関すること（文化財に関するごとを除く。）を市長が管理し、及び執行することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条2項の規定に基づく意見聴取について回答するにつき、本案を提出するものである。

門議第348号
平成28年11月28日

門真市教育委員会教育長
久木元秀平様

門真市議会議長
土山重樹

議案第79号「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について」に関する意見聴取について

「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について」の議決をする前に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、文化に関すること（文化財に関することを除く。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に本則に規定する事務に関し門真市教育委員会（以下「委員会」という。）がした許可、承認その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がしたものとみなす。

3 施行日前に本則に規定する事務に関し委員会に対してされた申請、届出その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長に対してされたものとみなす。